改正後

(事業者の一般原則)

- 第3条 事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた移動支援計画又は地域活動支援計画を作成し、これに基づき利用者に対してサービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的にサービスを提供しなければならない。
- 2 事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
- 3 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を<u>講じなければならな</u>い。

(勤務体制の確保等)

第31条 移動支援事業者は、利用者に対し、適切な移動 支援を提供できるよう、移動支援事業所ごとに、原則 として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、

改正前

(事業者の一般原則)

- 第3条 事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた移動支援計画又は地域活動支援計画を作成し、これに基づき利用者に対してサービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的にサービスを提供しなければならない。
- 2 事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
- 3 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、<u>責任者を設置する等</u>必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を 講じるよう努めなければならない。

(勤務体制の確保等)

第31条 移動支援事業者は、利用者に対し、適切な移動 支援を提供できるよう、移動支援事業所ごとに、原則 として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、 日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にし、第2章第2節の人員に関する基準を満たしていることを明らかにしなければならない。

- 2 移動支援事業者は、移動支援事業所ごとに、当該移動支援事業所の従業者によって移動支援を提供しなければならない。
- 3 移動支援事業者は、従業者等の資質の向上及び利用 者の障害の特性に関する理解を深めるために必要な研 修を実施しなければならない。
- 4 移動支援事業者は、適切な移動支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

- 第31条の2 移動支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する移動支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 移動支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画に

日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にし、第2章第2節の人員に関する基準を満たしていることを明らかにしなければならない。

- 2 移動支援事業者は、移動支援事業所ごとに、当該移動支援事業所の従業者によって移動支援を提供しなければならない。
- 3 移動支援事業者は、従業者等の資質の向上及び利用 者の障害の特性に関する理解を深めるために必要な研 修を実施しなければならない。

新設

- <u>ついて周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期</u> 的に実施しなければならない。
- 3 移動支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直し を行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うもの とする。

(衛生管理等)

- 第32条 移動支援事業者は、従業者等の清潔の保持及び 健康状態について、必要な管理を行わなければならな い。
- 2 移動支援事業者は、移動支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
- 3 移動支援事業者は、移動支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - 1 当該移動支援事業所における感染症の予防及びま ん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ 電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話 装置等」という。)を活用して行うことができるも のとする。)を定期的に開催するとともに、その結 果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - 2 当該移動支援事業所における感染症の予防及びま ん延の防止のための指針を整備すること。
 - 3 当該移動支援事業所において、従業者に対し、感 染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練

(衛生管理等)

- 第32条 移動支援事業者は、従業者等の清潔の保持及び 健康状態について、必要な管理を行わなければならな い。
- 2 移動支援事業者は、移動支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

を定期的に実施すること。

(掲示)

- 第33条 移動支援事業者は、移動支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者等の勤務の体制、苦情解決の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
- 2 移動支援事業者は、前項に規定する事項を記載した 書面を移動支援事業所に備え付け、かつ、これをいつ でも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規 定による掲示に代えることができる。

(身体拘束等の禁止)

- 第33条の2 移動支援事業者は、移動支援の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。
- 2 移動支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の 状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を 記録しなければならない。
- 3 移動支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(掲示)

第33条 移動支援事業者は、移動支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者等の勤務の体制、苦情解決の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

新設

- 1 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 2 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 3 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(虐待の防止)

- 第38条の2 移動支援事業者は、虐待の発生又はその再 発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなけ ればならない。
 - 1 移動支援事業所における虐待の防止のための対策 を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行 うことができるものとする。)を定期的に開催する とともに、その結果について、従業者に周知徹底を 図ること。
 - 2 移動支援事業所において、従業者に対し、虐待の 防止のための研修を定期的に実施すること。
 - 3前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(勤務体制の確保)

第52条 地域活動支援事業者は、障害者に対し適切な地

新設

(勤務体制の確保)

第52条 地域活動支援事業者は、障害者に対し適切な地

域活動支援を提供できるよう、地域活動支援事業所ごとに原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、他の職種との兼務関係等を明確にし、第3章第2節の人員に関する基準を満たしていることを明らかにしなければならない。

- 2 地域活動支援事業者は、地域活動支援事業所ごと に、当該地域活動支援事業所の従業者によって地域活 動支援を提供しなければならない。ただし、障害者の 支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限 りではない。
- 3 地域活動支援事業者は、地域活動支援従業者の資質 の向上のために、その研修の機会を確保しなければな らない。
- 4 地域活動支援事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第53条 地域活動支援事業者は、消火設備その他の非常 災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害 に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関へ 域活動支援を提供できるよう、地域活動支援事業所ごとに原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、他の職種との兼務関係等を明確にし、第3章第2節の人員に関する基準を満たしていることを明らかにしなければならない。

- 2 地域活動支援事業者は、地域活動支援事業所ごと に、当該地域活動支援事業所の従業者によって地域活 動支援を提供しなければならない。ただし、障害者の 支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限 りではない。
- 3 地域活動支援事業者は、地域活動支援従業者の資質 の向上のために、その研修の機会を確保しなければな らない。

(非常災害対策)

第53条 地域活動支援事業者は、消火設備その他の非常 災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害 に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関へ

- の通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者へ周知しなければならない。
- 2 地域活動支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
- 3 地域活動支援事業者は、前項に規定する訓練の実施 に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努 めなければならない。
- 4 地域活動支援事業者は、非常災害に備え、利用者及び従業者の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を3 食分以上備蓄しなければならない。

(衛生管理等)

- 第54条 地域活動支援事業者は、障害者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 2 地域活動支援事業者は、地域活動支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - 1 当該地域活動支援事業所における感染症及び食中 毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する 委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことがで きるものとする。)を定期的に開催するとともに、 その結果について、職員に周知徹底を図ること。

- の通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者へ周知しなければならない。
- 2 地域活動支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
- 3 地域活動支援事業者は、非常災害に備え、利用者及び従業者の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を3 食分以上備蓄しなければならない。

(衛生管理等)

- 第54条 地域活動支援事業者は、障害者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 2 地域活動支援事業者は、地域活動支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 当該地域活動支援事業所における感染症及び食中 毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する こと。
- 3 当該地域活動支援事業所において、職員に対し、 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための 研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための 訓練を定期的に実施すること。

(準用)

第55条 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22 条、第27条、第28条、<u>第31条の2、</u>第33条<u>、第34条</u>か ら第40条の2までの規定は、地域活動支援の事業につ いて準用する。 (準用)

第55条 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22 条、第27条、第28条、第33条から第40条の2までの規 定は、地域活動支援の事業について準用する。

附則

- 1 この基準は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この基準の施行の日から令和 6 年 3 月 31日までの間、第 31条の 2 (第 55条において準用する場合も含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
- 3 この基準の施行の日から令和6年3月31日までの間、第32条第3項及び第54条第2項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。